

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨

第1期入試 未修小論文

【出題趣旨】

龍寄喜助著「裁判と義理人情」筑摩書房から抜粋した文章の理解を求めたうえ、義理人情の交渉・調停における役割、さらに、四十七士の義理人情のうちわれわれ現在の日本人が共鳴できる点等につき、自らの考え・意見を聞いた。

【採点基準】文章の理解については、以下の参考答案例、自らの考え・意見を聞いた問題については、内容、論理性、説得性、その他文章作成能力を評価した。

設問1 (100字以内) 配点10点

(解答例)

人間が他の人と共生しなければならない場合に自然発生的に生ずる考え方であり、基本にあるのは、相手がいただいている気持を事前に察しなければならないという共感の心情である。(82字)

設問2 (100字以内) 配点20点

(メロスの行為に無条件で感動する理由につき、自らの意見を述べる。)

(参考解答例)

無にの親友の信頼を、裏切ることなく、約束を守った。また、途中、困難にも遭ったが、万難を排して、友の信頼に応えようとした。

設問3 (160字以内) 配点20点

交渉・調停における面子の重要性について自らの考えを述べる。。

(参考解答例)

交渉相手がこちらの立場を気遣い、こちらの面子が維持できるよう配慮していれば、譲歩することに前向きになることができるが、交渉相手が、こちらの面子を潰すような発言を気遣いなくしていると、交渉相手方の示した解決案に快く応ずることができない。

設問4 (180字以内) 配点20点

(解答例)

儒教の影響もあって、主君への忠節や同僚への信義が特に重視され、これに死生観が加わって日本独特の武士道が発達したが、この武士道の精神が義理の観念の中に含まれると、忠節とか信義という義理のゆえに親子兄弟などの間の自然的な人情を犠牲にしなければならないということが強く意識されるようになったから。

設問5 (500字以内) 配点30点

四十七士の義理人情のうちわれわれ現在の日本人が共鳴できる点等につき、自らの考え・意見を聞いた。

(参考解答例の要旨)

まず、主君の恩に報いるということだが、会社組織において、給与は、労働の対価であり、社長の恩恵によるものとは考えない。

次に、主君の気持ちをいかんなく忖度するという点であるが、会社の利益に沿う活動をするという点では、一定程度重なるが、個人の行動には限界があり、いかんなく忖度するという程度までの活動はできない。

第三に、主君の受けた侮辱を家臣が黙って見過ごせないという点であるが、理由なき中傷は、会社に属する一員として、勿論反発を感ずるが、法的な制裁としてその場合は、反発することできない。

以上

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第二期入試 小論文

【出題の趣旨】

飯久保廣嗣『質問力』（日本経済新聞社）から一部を抜粋した文章を読み、「質問力」なる概念のもとに著者が展開している、質問の仕方の善悪、討論の仕方の巧拙等について、著者の見解を忠実に読み取ることができる基本的な能力があるかどうかを問うた問題である。比較的長文の文章の中から要点を適切にまとめあげる能力を中心に、問うこととした。

【解答例】

〔設問 1〕 文中の〔ア〕 _____ から、〔オ〕 _____ の部分に、次の中から適切な標題をつけなさい。解答欄にそれぞれの標題番号を記入して答えなさい。（各 5 点配点）

- 1 誠実で面倒見のよい人の質問力 2 海外のトーク番組に学ぶ 3 「問題ないな？」と聞く問題のある人 4 日本の対談・討論番組は 5 すべての効率を悪くする低い質問力

解答 〔ア〕 3 〔イ〕 1 〔ウ〕 5 〔エ〕 2 〔オ〕 4

〔設問 2〕 著者が「質問力」という概念を使って、何を際立たせようとしているのかについて、100 字以内で述べなさい。（15 点配点）

解答例：的確な質問によって、的確な情報が合理的、効率的にもたらされるのに、質問・質問の仕方が悪い、すなわち質問力が低いことによって、非効率、非合理的で成果の低い状況が日本の至る所で見られることを示したい。98 字

〔設問 3〕 様々な課題について討議する際に、質問力はいかにあるべきと著者は考えているのか、著者の言葉を使いながら、300 字以内で述べなさい。（20 点配点）

解答例：質問が、暗算思考や二者択一思考に陥り、意思や感想の表明を求めるような、著しく主観的、精神論的あるいは高圧的な質問が見られるところ、こうした質問を改善することにより、より効率的で合理的な討論が可能になる。そこで、質問をする際に、論理的にかつ多面的に問題を発見し、回答者から十分な成果の出されるような質問をすることが重要である。質問の段階から暗算思考や二者択一思考に陥ることなく、関連する論点を広く拾い上げ、それぞれの論点に対する解決策等を広範に議論しながら解決に向けた討論を深めてゆくような討論が必要である。253 字

〔設問 4〕 高い質問力に基づく質問とは、いかにあるべきかについて、著者の言葉を使い、

自らの意見や体験に言及すべきものがあればそれにも言及しつつ、300字以内で述べなさい。(20点配点)

解答例：目的をもって発せられ知識・情報を獲得したり、知恵を生かすための質問であり、それによりの確な情報が、合理的、効率的にもたらされる質問である。そうした質問により論理的に問題を発見し解決することができる。また、理にかなった質問は、思い付きのレベルを脱しなければならず、問題があれば、その背景にある、考えられる限りの原因の可能性を検討するものでなければならない。その基礎には、論理的・効率的なものごとを分析・判断する能力が備わっているとされる。また現実になされる質問は、あいまいでなく、非限定的であり、二者択一や当たり前のことを問うものでないことが求められる。276字

〔設問5〕 海外の学ぶべきトーク番組と、日本のトーク番組の違い、特にその質問力から見た違いについて、300字以内でまとめなさい。(20点配点)

解答例：海外の学ぶべきトーク番組では、ゲストの如何にかかわらず、多面的なテーマに切り込み、限られた時間で、関連する論点を明らかにすることができる。討論の展開に伴って、網羅的に問題の因果関係が列挙されていき、その影響と対策について議論されつくしていくといった特徴がある。それに対し、日本のトーク番組では、社会問題や政治問題の論点を明らかにする議論というよりは、ある種のエンターテインメントとして視聴すべきものであるかの違いがある。また、日本の番組では、議論への参加者が多すぎて議論が収束しないとか、関係のない議論を持ち出して本来の議論と混同させたり、挑発するような例がみられるなどの問題がある。294字

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第三期入試 小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的自己主張能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

【採点基準】

各設問の採点基準とした模範答案例は以下のとおりである。

〔設問1〕（配点20点）

最も恵まれない人びとの境遇を改善することを志向する格差原理に対して、運平等主義は、本人が回避できずに負わされた不運と本人が選択した結果が惹き起こした不運とを分けて、是正されるべき不利益は前者に起因するものだけとする。格差原理が端的に最も恵まれない境遇を援助するものであるのに対して、運平等主義は、自分自身の選択によってみじめな運命に陥った人びとを見捨てることになる。

〔設問2〕（配点20点）

病人、障がい者、子ども、高齢者など、他人によるケアを必要とする人々の声が社会の中で制定される法律や行政措置に反映されない可能性があるだけでなく、他人に依存せざるを得ない人々のケアを担う人々は、社会的に不可欠な労働を担っているにもかかわらず、無償労働や賃金が安い場合が多く、他人に依存せざるを得ない傾向にあるため、そうした人々の声も反映されない可能性がある、という問題がある。

〔設問3〕（配点30点）

自分が拠出しているコストと自分が享受している便益との比較は困難な面がある。たとえば、障がい者が利用する公的サービスは特別な支出とみなされやすい一方で、公的サービスの大半はまずは健常者向けに設計されて、健常者に利用されているという点は忘れられがちである。ふだん利用している設備に税金が投入されていることは、その設備がありふれたものであるときには気づきにくい。もちろん、国家それ自体も経済のグローバル化のなかで生き延びねばならない。しかし、有用な人材だけを残して全体の生き残りを図る企業と国家とを同一視することはできない。同一視することによって、政治と市場経済とが混同されることになる。便益に応じたコストを担えない人に対して便益を

供給しないことは、憲法 25 条の精神にも反する。コストを担えない人に対して便益を供給しないのは、人間の尊厳を毀損することにもつながるのである。

〔設問 4〕（配点 30 点）

自分が享受する便益に応じたコストを担えないひとにそのひとが担えるコスト以上の便益を供給する必要がないという考え方は、人間をたんにその有能さといった市場価値や好感度といった感情価格だけでみようとする見方であり、人間の尊厳を毀損し放棄する考え方である。こうした倫理的要請が現実の実効性を持つには、憲法 25 条のような法が必要である。また、法の指示を実現する政治が必要である。人間の尊厳という観念は人間らしい生活に必要な経費をただちに算定しないから、援助を要する人びとにどこまで扶助するかは経済事情を重要な因子として政治による決定に委ねられる。倫理・法・政治・経済は、このような形で絡み合っている。

以上

令和4年度専修大学法科大学院入学者選抜試験 出題趣旨
第四期入試 小論文

【出題趣旨】

本小論文試験は、法曹として要求される文章読解の能力および論理的自己主張能力を試すものである。長文を正確に理解し、設問に対する解答に必要な推理力、要素の抽出能力、論理構造の把握能力、推論・論理の組み立て能力等を多面的に評価することが出題の趣旨である。

【採点基準】

各設問の採点基準とした模範答案例は以下のとおりである。

〔設問1〕（配点15点）

民主主義とは民主的な決定方法に焦点を当てた見方であり、それによって決定内容の正当性を保障するものではないということである。民主主義に基づいて、適切さを欠く内容が決定されることもありえる。

〔設問2〕（配点30点）

古典的な学説では、民主主義は、人民の意志を具現するための代表者を選出し、それによって人民自らが問題の決定をなし、それによって共通の利益や公益を志向する一般意志を実現しようとするものとして定義される。これに対して、シュンペーターの民主主義論では、民主的な決定に人民が直接参加することは期待されていない。民主主義における選挙民の投票の第一義的な機能は政府を作り出すことにありとされ、政治エリートが主導力を得る競争の場として民主主義が把握される。古典的な学説は一般意志の実現を重視するが、シュンペーターは、こうした一般意志の内容を決定することは困難であるとする。いかに生きるべきか、どのような社会が望ましいか、などといった究極的価値に関しては様々な立場あるため、一つの解を導くことは難しい。仮に、一般意志の内容が決定されたとしても、その実現方法について合理的な解を導い出すこともまた困難である。さらに、人民が直接決定した内容が常に合理的であるとは限らない。人民の意志が操作され、場合によっては捏造されることもありうる。

〔設問3〕（配点25点）

参加民主主義とは、街頭でのデモ、住民投票、国民投票、ロビイングを行う市民団体への参加など、そうした様々な手段を通じた政治参加の重要性を強調する見方である。民主主義をもつばら、指導者を選出するための選挙によって理解し、市民の積極的な政治参加

を統治の不安定要素とする「民主主義の現代理論」に対して、参加民主主義は、選挙だけが政治参加のすべてではないとして、多様なチャネルを通じた政治参加を強調する。

こうした参加民主主義には次のような意義がある。第一に、市民の政治的な能力が涵養されるという点である。市民の政治参加が拡大すれば、より優れた仕方での参加できるようになっていく。第二に、市民の政治参加が拡大することによって、市民が政治的な決定を受け入れ易くなるという点である。制定過程に参加した法の方が市民の納得性が高まるからである。そして第三に、市民の共同体への帰属意識が高まるという点である。

〔設問4〕（配点30点）

古典的な学説は、一般意志による統治を目的として直接民主主義を主張するものであるが、一般意志の内容について合意を得ることが難しいという問題がある。これに対して、参加民主主義は、選挙以外にも多様な形で政治に参加する必要性を強調し、それにより市民の教育的効果や共同体への帰属意識がもたらされ、また政治的決定の受容性を高める効果があるとする。しかし、政治参加が多様な形で認められることにより、かえって市民の政治的分断が生じる危険性がある。市民の間で政治的な衝突が生まれ、政治が不安定になる恐れがあるという点では、古典的な学説でも参加民主主義でも異ならない。

一方、民主主義の現代理論は、選挙を通じた代表者の選択、という間接的な民主制によって政治的な安定性を確保することを重視する。こうした間接的な民主主義では、選挙で選択された代表者の政治意識と一般市民の政治意識とがかけ離れてしまうことがあるという問題点もあるが、二大政党制の確立などによって、そうした点を一定程度是正することができると思われる。民主主義の現代理論がもっとも適切であると考えられる。

（なお、以上の解答例はあくまで一例である。とくに設問4の解答例は、古典的な学説、参加民主主義を支持する解答に低い評価を与える趣旨のものではありません。）

以上